

賞与等の差押可能金額計算書

滞納者 (債権者)	住 所		滞納者同一生計
	氏 名		親 族 人
賞与等支給金額			① 円
国 税 第 1 項 徴 収 第 76 条 規 定	1 号	上記賞与等から控除される源泉所得税額	② 円
	2 号	上記賞与等から控除される道府県民税額、市町村民税額	③ 円
	3 号	上記賞与等から控除される社会保険料（所得税法第74条第2項に規定する社会保険料）	④ 円
賞与等を支払う月分の給料等支給金額		⑤ 円	/
国 税 徴 収 法 第 76 条 第 1 項 の 規 定	1 号	上記給料等から控除される源泉所得税額	⑥ 円
	2 号	上記給料等から控除される道府県民税額、市町村民税額	⑦ 円
	3 号	上記給料等から控除される社会保険料（所得税法第74条第2項に規定する社会保険料）	⑧ 円
	4 号	国税徴収法施行令（ 円） + （ 円 人） 第34条の金額 (本人) (生計を一にする親族数)	⑨ 円
	5 号	{(①+⑤) - (②+③+④+⑥+⑦+⑧+⑨)} × 20 / 100 又は⑨ × 2 のいずれか少ない金額	⑩ 円
		{⑤ - (⑥+⑦+⑧+⑨)} × 20 / 100 又は⑨ × 2 のいずれか少ない金額	⑪ 円
差 押 可 能 金 額			
⑤ - (⑥+⑦+⑧) ≥ ⑨ のとき		⑤ - (⑥+⑦+⑧) < ⑨ 又は ⑤ = 0 のとき (⑥+⑦+⑧=0)	
① - {②+③+④+ (⑩-⑪) }		(①+⑤) - (②+③+④+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	
= 円		= 円	

- 注 意 1 差押可能金額の算出にあたって、①及び⑤の額に千円未満の端数があるときは、切り捨ててください。
- 2 なお、①の額について、その計算の基礎となる期間が1月未満のときは、百円未満の端数を切り捨ててください。
- 3 ②から④及び⑥から⑪の額に千円未満の端数があるときは、切り上げてください。